

鳥取市補助金カルテ

NO.	335	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校文化事業補助金				
概要	鳥取市中学校文化連盟が実施する「鳥取市中学校合同文化祭」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H20	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	当該イベントにおける参加者数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R8予算	427千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	補助対象経費1,282千円×補助率1/3=427千円 (R6実績から補助対象経費を算出) R7：同時期に別大会（中国・四国音楽教育研究大会） 開催のため実施なし(実績0千円) R4：コロナ禍のため実績なし			R7 (見込)	0	0
				R6	1	427
				R5	1	427
				R4	0	0
補助率・補助額	3分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校文化連盟
交付要件	鳥取市中学校文化連盟が中学校の文化活動の充実・発展を図るために行う事業のうち、鳥取市中学校合同文化祭事業
対象経費	会場借上料、会場整備費（看板作成等）、印刷製本費（プログラム・表彰状等）、消耗品費、生徒輸送費、楽器等運搬費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-1 鳥取市中学校合同文化祭の開催に必要な最低限の経費を対象経費としている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	336	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取県東部小学校教育研究会補助金				
概要	鳥取県東部小学校教育研究会が行う、調査研究事業等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R3	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	研究発表大会の開催 1回				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費															
歳出事業名	学校教育活動支援事業費																			
R8予算	841千円																			
R8予算 積算根拠	下記の積算のうち、低い額を選定。 R7決算見込み及びR7年度研究会員数から算出。 (1) 補助対象経費2,900千円×補助率1/3 = 967千円 (2) 1,000千円×84.1%(R7本市会員割合) = 841千円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 (見込)</td> <td>1</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1</td> <td>833</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1</td> <td>833</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R7 (見込)	1	967	R6	1	833	R5	1	833	R4	1	830
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R7 (見込)	1	967																		
R6	1	833																		
R5	1	833																		
R4	1	830																		
補助率・補助額	3分の1				上限額 841千円															
特定財源																				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県東部小学校教育研究会
交付要件	研究会が実施する次に掲げる事業。 (1) 教職員の指導力・実践力の向上 (2) 教科に関する調査研究 (3) 領域及び専門職に関する調査研究
対象経費	報償費、旅費、会議費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 実績報告時に実地検査で領収書等を確認している。
公益性	-
公平性	4-1 県東部圏域の会員割合によって積算するため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	337	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校文化活動派遣事業補助金				
概要	鳥取市中学校文化連盟に所属する中学校の全国大会又は中国大会へ出場する経費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中国大会参加校数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R8予算	1,322千円					
R8予算 積算根拠	対象経費 2,644千円(交通費、宿泊費、楽器運搬費)×1/2=1,322千円 過去実績から参加校数・生徒数を積算、令和8年度中国大会開催地を考慮して補助対象経費を算出。					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	1	971		
		R6	1	630		
		R5	1	1,000		
		R4	1	267		
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校文化連盟
交付要件	鳥取市中学校文化連盟が実施する全日本吹奏楽コンクール派遣事業（所属する中学校を全国大会又は中国大会へ派遣する事業）
対象経費	全日本吹奏楽コンクール、全国中学校総合文化祭の派遣に係る交通費、宿泊費、楽器等運搬費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	338	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校教育振興会補助金				
概要	鳥取市中学校教育振興会が行う、教科別研究及び非行化防止研究の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R3	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	研究発表大会の開催 1回				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費															
歳出事業名	学校教育活動支援事業費																			
R8予算	345千円																			
R8予算 積算根拠	補助対象経費690千円×補助率1/2=345千円 過去実績及びR7決算見込みから補助対象経費を算出。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>過去実績</th> <th>件数</th> <th>決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7 (見込)</td> <td>1</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>1</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1</td> <td>345</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>345</td> </tr> </tbody> </table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R7 (見込)	1	345	R6	1	345	R5	1	345	R4	1	345
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R7 (見込)	1	345																		
R6	1	345																		
R5	1	345																		
R4	1	345																		
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし														
特定財源																				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校教育振興会
交付要件	鳥取市中学校教育振興会が実施する次に掲げる事業 (1) 中学校教科別研究事業 (2) 中学校非行化防止研究事業
対象経費	報償費、旅費、会議費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 実績報告時の実地検査で領収書等証憑書類を確認している。
公益性	-
公平性	4-1 本補助金は中学校の教科別研究及び非行化防止研究に必要な最低限の経費を対象経費としている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	339	担当課	学校教育課	外線	0857-30-8411
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市中学校体育連盟補助金				
概要	鳥取市中学校体育連盟の活動に要する経費のうち、大会派遣、東部地区中学校体育連盟への負担金、中国大会開催費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	中国大会及び全国大会参加校数				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	学校教育活動支援事業費					
R8予算	8,477千円					
R8予算 積算根拠	県内大会派遣 3,393千円（直近3年平均） 中国大会派遣 3,557千円 全国大会派遣 1,387千円 中国大会開催費 100千円（R6実績） 負担金 40千円 ※過去実績から算出			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R7 （見込）	1	9,947
				R6	1	6,976
				R5	1	11,860
				R4	1	13,580
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市中学校体育連盟
交付要件	生徒の体位の向上と体力の増進を促進する鳥取市中学校体育連盟が行う、次の事業であること（鳥取県中学校総合育大会、鳥取県中学校駅伝大会、鳥取県スポーツレクリエーション大会、全国中学校体育大会、中国中学校体育大会、東部地区中学校体育連盟負担金）
対象経費	派遣費（旅費・宿泊費）、東部地区中学校体育連盟への鳥取市負担金、中国中学校体育大会開催経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	340	担当課	学校教育課	外線	0857-36-6060
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金				
概要	市立小中学校に在席する児童生徒の保護者に対し、ICT活用による学校との連絡や、オンライン授業が受けられる環境を整備するため、家庭でWi-Fiによるインターネット接続環境の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策 1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R2	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	児童生徒間におけるICT活用環境格差の解消				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費
歳出事業名	GIGAスクール構想事業費				
R8予算	100千円				
R8予算 積算根拠	上限額 10千円×10件=100千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	10	100		
	R6	11	100		
	R5	7	70		
	R4	5	50		
補助率・補助額	10分の10				
特定財源	なし（一般財源のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	市立小中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者であり、令和2年4月1日以降、交付申請年度の前年度以前に在籍児童生徒がいなかったインターネット接続環境のない家庭。ただし過去に本助成金を受けた者は対象外。
対象経費	機器購入費またはリース料、電気工事費、通信料及び利用料
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金交付申請書とともに提出された領収書等で確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 公平な学習環境確保及び格差解消において必要であり、上限額を設定している。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	341	担当課	学校教育課	外線	0857-25-3060
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市フリースクール利用料助成事業補助金				
概要	県教育委員会より「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている施設または教育支援センターに通う経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策 1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R3	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	自己肯定感を育み社会参画へと繋がる多様な場の提供				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	児童生徒支援事業費					
R 8 予算	6,837千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	助成上限額を基に、前年度の実績を踏まえ見込額を算出。 上限額は下記のとおり。 授業料：1人あたり月額20,000円又は授業料月額の3分の2 （10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） 交通費・実習費：小学生3,000円/月、中学生：6,000円/月			R 7 (見込)	78	9,981
				R 6	68	5,632
				R 5	28	1,921
				R 4	19	1,771
				補助率・補助額		
特定財源	県費			上限額	20千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	フリースクールまたは教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等で下記いずれにも該当 (1) 児童生徒及び親権者が鳥取市に住所を有する (2) その他対象経費の補助を別に受けていない
対象経費	通所費（授業料）、通所に係る交通費、実習費
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。
実績確認	補助金交付申請書とあわせて提出される領収書等で確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 教育・体験の機会に際し負担軽減が必要であり、県交付要綱に準じた上限を設定。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-